

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案要綱

第一 農業改良資金助成法の一部改正

一 題名を農業改良資金通法に改めること。

(題名関係)

二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)は、次に掲げる業務を行うことができることとする。

(一) 農業者又はその組織する団体(二において「農業者等」という。)に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

(二) 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関(農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの)に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

(第三条関係)

三 政府は、公庫が二の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとする。

(第九条関係)

四 貸付金の限度、担保又は保証人、一時償還、支払の猶予、違約金、特別会計、事務の委託、政府貸付

金の額等、一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理及び納付金の規定を廃止すること。

(旧第四条、第六条及び第九条から第十六条まで関係)

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとする。

(附則第八項から第十二項まで関係)

第三 農業信用保証保険法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が行う融資保険の対象者に、銀行その他の政令で定める金融機関を追加すること。

(第六十六条関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二については、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定

める日、第三については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。